

議第 13 号

市道の路線認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	少ヶ野 23 号支線	下呂市三原イカダバ 21 番 2 地先から 下呂市三原イカダバ 9 番 2 地先まで	

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

市営三原住宅解体に伴い市道の一部が路線変更となるため、市道の路線を認定するもの。

路線認定

起点側  終点側

路線名	少ヶ野23号支線	幅員	4.0m
起点	下呂市三原イカダバ21番2地先から	延長	105.0m
終点	下呂市三原イカダバ9番2地先まで		
認定理由	市営三原住宅解体に伴い市道の一部が路線変更となるため、市道の路線を認定するもの。		

